

1

取組種別

教育研究に関する 我が国の経験の活用

取組概要

開発途上国における教育協力促進のため、大学ほか我が国の教育関係者等が有する教育研究上の知識や経験を踏まえた教育協力のモデルを現地における検証活動を通じて形成する取組です。

具体的には、国内外の援助・開発関係者が活用可能な教材、カリキュラム、教授法などの成果物の作成に取り組みました。

取組事例

- 学校保健分野における
国際協力モデルの構築と自立支援

事業代表者：大妻女子大学 大澤清二 教授 P16~17

- 開発途上国における拠点大学を中心とした
農産物加工産業振興モデルの構築とその普及：
商品化と販売を通じた生産者の生計向上と農業大学における実践的な研究・教育体制の構築

事業代表者：名古屋大学 伊藤香純 准教授 P18~19

- 発展途上国の地域ニーズに対応した
口腔保健システムの構築のための教育支援

事業代表者：日本大学 中島一郎 准教授 P20~21

- 社会科学を学ぶ外国人学生のための
体系的な専門基礎教材開発

事業代表者：名古屋大学 市橋克哉 教授 P22~23

- ベトナムの拠点大学における
「災害看護学」教育導入の支援

事業代表者：日本赤十字九州国際看護大学 喜多悦子 学長 P24~25

学校保健分野における 国際協力モデルの構築と自立支援

【実施機関】 大妻女子大学
【事業代表者】 大澤 清二 教授

主な活動対象国

- ミャンマー
- ネパール
- タイ

概要

品質管理を健康教育・管理に応用した方法(Health Quality Control:HQC)により、開発途上国の学校保健の諸問題(生活習慣、学校保健組織、保健室と検査技術、発育評価、栄養改善、学校環境衛生、学校安全管理等)を改善するマニュアルやカリキュラムを作成し、保健に関する専門性のない教員を短期間で健康教育や健康管理を行えるようにするプログラムを開発しました。

平成22年12月、ミャンマー教育省では、学校保健の専門家養成のためにこのプログラムを導入しました。10日間の研修、「Training of Trainer for School Health Promoting(TOTプログラム)」により学校保健の専門家を育成し、全国の教育大学から全国の小中高等学校へと学校保健改善の取組の輪を広げようとしています。

背景

開発途上国では無医地域も多く、保健医療の専門家の協力を得ることも困難です。また、児童生徒の発育や健康に関する基準・標準値等の多くは先進国からもたらされたものであり、地域の現場では経験や感覚頼りの健康管理が行われている事例も少なくありません。

取組

そこで、本事業では、教員と児童生徒自らが健康管理や学習環境の整備を行う技術や教材・指導方法を開発しました。具体的には、学校保健の改善について日本が有する知見を現地向けに整理し、品質管理の視点を加えて編修した、「開発途上国のための学校保健改善実践マニュアル」(ミャンマー/タイ/ラオス/ネパール/英語版)と研修会プログラムです。これを用いた数回の研修会と学校での臨地実習により、同僚教員や地域住民・子ども達の協力を得ながら、子どもの健康管理と学習環境の整備を行える教員を養成します。

過去に実施したタイでの経験を踏まえ、平成18年度からミャンマーにおける活動を開始しました。当初は、学校訪問の許可を得ることすら困難な手探りの状態でしたが、習得が容易で、教員が直面する現実の問題に即効性が期待できる効果的な手法として先方政府や教育現場での評価が次第に高まりました。教育省を協力相手先とし

て事業を開始しましたが、現在では保健省・スポーツ省も加えた3省合同体制で実施される事業へと拡がりました。

また、19,000名の児童生徒の発育データを収集・解析し、民族毎の発育・栄養標準値を政府に提案しました。ミャンマーには国民の発育・栄養や健康に関する基準・標準値等が存在せず、国際機関が設定した世界標準値を一定割合で変換したもので代用していますが、現実と乖離し、実用性に欠けたものです。

そこで、本事業では新たに設定した発育・栄養標準値をグラフ化した標準成長曲線を用いることで、特別な保健医療の知識を持たない教員でも子どもの健康・発育状況を容易に把握でき、実証的根拠に基づいて子どもの健康管理を行うことができる素地を整えました。TOTプログラムでは、受講者である全国の教育大学の教員らが、成長曲線の原理と使用方法を習得しています。成長曲線をもとに作成した『基準評価チャート』は、教育省・保健省・スポーツ省による『TOTプログラム受講者のための「開発途上国のための学校保健改善実践マニュアル」』に収録されることが決定しています。この5月には、現地NGOがチャートをポスターにして40,000部印刷し、全国の小中高等学校へ配付する予定です。

発育・栄養標準値や基準評価チャートは、同国で実施されている栄養補給プログラムの効率化などに成果を見せ始めています。



学校環境衛生の改善、当番制によるトイレ掃除

事業代表者の声



●HQCという問題解決指向の方法論を用いて最も重要度の高い視力・聴力等の検査結果をもって生活習慣の短期改善の方法、学校環境や栄養の自主的な評価と改善目標の設定などについて短期間で習得できる技法を並べ、教員自らが事業の主役になれることを繰り返し伝えました。専門家だけがカッコよく振る舞うのでは拡がりをもちません。マニュアルは現地語で作成しました。なるべく専門用語を

用いず、イラストも多用しました。現地での指導に際しては相手を尊重してなるべく褒め、激励するようにしました。校長を協力者にし、学校全体で改善に取り組むやり方が取組の持続性を生みしました。

当初、ミャンマーでの活動は難しいと言われましたが、科学的な、即効性のあるメニューから始めて、確実に成果を実感してもらうことで活動の継続性をもたらしました。プログラムの骨子は日本製です

が外回りや使い方は現地向けに大幅にアレンジしました。この活動はこれからも持続してゆくとします。協力事業はひとえに工夫が大切と実感しています。

目的 国や地域と連携して、学校保健の改善方法を普及し持続的発展の基礎を培う

活動地域 ミャンマー：ヤンゴン管区、モン州、マンダレー管区、エーヤワディー管区、マグェー管区、シャン州の101の小中高等学校、全国に広がる20の教育カレッジと、2つの教育大学、民族教育大学です。
タイ：東北部ウボンラチャターニー県と北部チェンマイ県の87小中高等学校、シーサケット体育大学、ソムデットプラフッタシンナウォン寺大学校(チェンマイ)が活動対象校です。
ネパール：カトマンズ、ボカラ、ルンビニ地域の18小中高等学校、カトマンドゥ大学が活動対象校です。



活動内容 学校保健改善活動の研修会と臨地実習,モデル授業を受講した教員らは,現場(学校)に戻り学生児童生徒らと改善活動を実践します。

ミャンマーにおける活動 本事業の骨子が教育省による学校保健のTOT (Training of Trainer)コースのプログラムとして採択

10日間のコースには教育大学全20校から、教育省の専門家が派遣された

→教育省、保健省、スポーツ省が各省を横断してコース専用のマニュアルの作製にあたりました。

講師をつとめるのは、主としてマニュアル編修に参加したミャンマー教育省、保健省、スポーツ省の専門員、そして日本側メンバーです。

研修するプログラムの7つの特徴

1. 開発途上国で最も重要でわかりやすい項目に限定している
2. 集団で、組織的に、SWHQC (School Wide Health Quality Control)
3. 効果の出やすいものから順番に
4. 易しいものから難しいものへ
5. 科学的な検査データに基づいて
6. PDCAサイクルをまわす
7. デフォルトモデルからカスタマイズするモデルへ

発育基準評価チャートの活用と普及

各学校における児童生徒の発育状態(痩せ・肥満の程度、年齢に適した身長)を全国値から判定します。

チャートの原理を説明します(代表者大澤)

→2005年より、ミャンマー児童生徒19,000人(5~19歳)の身体測定を実施し、得られたデータに統計分析を施し作製した発育指標(大澤ら)。現地NGOの協力によりポスターを40,000部を印刷し、全国の学校へ配付する予定です。

ミャンマーにおける活動【スポーツ省との協働】

昨今、ミャンマー教育省とスポーツ省は連携して、子どもの教育向上、スポーツ活性化を図っています。本事業では、体育学校(ヤンゴン)において、身体の発育、体力トレーニングに関する講義をするなどとして、協力しています。

タイにおける活動【僧院との協働】

チェンマイ県ソムデットプラフッタシンナウォン寺学校では、400人ほどの山住民(カレン、モン)修行僧が教育を受けています。

昨年度に引き続き、8月と12月に、教員僧侶を対象とした研修会を開催しました。タイ語版のマニュアルを用います。とくに「清潔に関する生活習慣の改善」に話題が集中しました。

皮下脂肪厚を測定して記録します。健康管理の1つです。

僧侶たちと寺の危険箇所をチェックします。

生活水の品質を検査します。

『Myanmar School Health News』の発行

ミャンマーでの活動は6年目を迎えました。ミャンマー教育省と協働で、各協力校から活動成果の記事を募集し、通信誌として編集発行しています。教育省の関連機関の協力を得て、毎号を全国の学校に発送しています。2010年は第4~6号まで発行しました。

『ミャンマー研修会(3日間版プログラム)記録映像DVD(現地語解説入り)』の発行

本事業のプログラムを映像によりご覧いただけます。ミャンマー語によりテロップが付いていて、マニュアルとともに教材として活用いただけます。



本事業に関するお問い合わせ base@otsuma.ac.jp 03-5275-6047

開発途上国における拠点大学を中心とした農産物加工産業新興モデルの構築とその普及：商品化と販売を通じた生産者の生計向上と農業大学における実践的な研究・教育体制の構築

【実施機関】 名古屋大学
 【事業代表者】 伊藤 香純 准教授

- 主な活動対象国
- カンボジア
 - タイ
 - ラオス

概要

開発途上国の農業分野の拠点大学が、農産物加工品産業の振興を始めとする自国の農業問題に貢献できるようになるための教育・研究体制の整備を支援しました。

背景

過去の調査より、カンボジアの農村地域における農産物加工は、小額投資でも農家の所得向上に大きく寄与することが明らかになっています。しかし、同国では加工食品の大半を輸入に依存しています。農業・農村開発を支援するNGOも、技術的専門性が求められる加工食品の開発・製造に対する支援には着手できていません。一方、本来その役割が期待される現地農業大学には農業の現場での調査・研究を通じて農家の問題解決に寄与するという視点・仕組みがなく、自国の農業振興に貢献できていません。

取組

そこで本事業では、加工食品の中でも赤字世帯が多数を占める米蒸留酒に焦点を当て、カンボジア王立農業大学(RUA)とともに、酒造農家が高品質の米蒸留酒を製造できるように指導しました。この活動を通じて、RUAが農家の課題解決に取り組むという経験を積むことで、農業の現場における実践を通じた研究・教育を行うための体制整備を支援しました。

カンボジアでは、ポルポト政権下での社会破壊とジェノサイドにより、知識層が壊滅状態になり、多くの伝統文化も失われてしまいました。米蒸留酒も例外ではありません。

このような歴史的背景を考慮して、酒造農家への指導にあたっては国外から新技術を導入するのではなく、まず醸造専門家と一緒に現在の酒造工程をくまなく観察することで、カンボジア本来の酒造工程を見出しました。そして、伝統的な工程と比較した際に、現在の酒造工程に欠損していると思われる工程を捕うことで品質向上を目指しました。このことにより、カンボジアの伝統を復興させるとともに、現地の農家が継続的に取り組むことができるような品質

向上の方法を開発することに努めました。

平成20年度には、品質を向上させた試作品を作成し、平成21年度には生産量確保のために複数農家で一定の品質の酒を生産するための管理体制の整備や、現地で好まれる瓶・ラベルの調達経路の開拓など商品化に向けて取り組みました。活動を実施したタケオ州の名前を取り、「タケオの酒」という意味の「Sraa Takeo」(スラ・タケオ)を商品名として、平成22年度には企業・商品登録を経た販売の開始、酒造農家の拡大、観光地での宣伝活動・販路開拓などに取り組みました。

現在では、首都プノンペン市内のスーパーマーケット、ホテル、ラウンジバー、レストラン、土産物屋などで販売を開始し、アンコールワットで有名な観光地シェムリアップでの販路開拓にも力を入れ始めています。

また、本事業終了後に、RUAが自立的・継続的に農産物加工品を開発していけるように、酒造時に出る酒粕で飼育した豚を用いたハム・ソーセージ、米蒸留酒を用いた果実酒、アイスクリームなど、他の加工品の試行にも取り組みました。中でも、現地で親しまれているタマリンドを使った果実酒は試飲会でも好評であり、現在商品化に取り組んでいます。資金面での継続性にも配慮し、米蒸留酒の売り上げの一部をRUAにおける教育・研究に還元する仕組みを作りました。さらに、カンボジアで実践した活動をラオス国立大学農学部とミャンマーのイエジン農業大学にも試行的に導入し、本事業成果を将来的に広く東南アジア全域に向けて発信するための基礎固めも行いました。



Sraa Takeo
 アルコール度数25%
 (この他に40%の商品もある)

事業代表者の声



●この事業には、名古屋大学とRUAの学生が大勢参加しています。通常の大学教育の中では行われず、加工品の品質向上、開発、商品化、販売などの実践に取り組む学生は、生き生きとしています。そしてその成長ぶりには、目を見張るものがあります。この実践教育は、日本の大学でも導入の価値があると実感しています。

酒造農家への技術指導では、指導内容の定着までに長い時間と労力が必要で

す。少しでも楽な方法で製造したい農家と、品質向上・維持のために手を抜かせないようにする我々との日々の戦いが今でも続いています。その汗の結晶であるSraa Takeoが店頭で並んだ時の皆の感動はひとしおでした。今後は、高い品質が付加価値として認識され、品質を重視する製造者こそが利益を得られるような仕組みを築いていく必要があります。また、RUAにおいても、国や農家が抱える問題

に取り組む研究こそが高く評価されるようなメカニズムをつくり、大学が自国の農業発展に貢献できるように支援をしていきたいと思っています。

目的

カンボジア王立農業大学と協力し、農産物加工業を推し進める！

対象地域：カンボジア



タケオ州で実施

活動

大学による農産物加工品の品質向上への取り組み



農業大学・農業省・商業省の職員による現場の視察・勉強会

カンボジア国内への普及推進



他の加工品への応用(ソーセージ作り)

モデル化

農業大学を「農家と消費者の懸け橋」として育成！

成果

この取り組みをモデル化し、同様の問題を抱える近隣諸国への普及を推進する

発展途上国の地域ニーズに対応した 口腔保健システムの構築のための教育支援

主な活動対象国
● ラオス

【実施機関】 日本大学
【事業代表者】 中島 一郎 准教授

概要

開発途上国の医療系基幹大学との共同調査や同大学への教育支援の実践を通じて、同国に妊婦や小児のプライマリ・ヘルスケアを疫学的根拠に基づいて実践する「根拠に基づく医療」を導入するとともに、医歯学教育の担い手を育成する教育制度を整える取組を行いました。

背景

近年、保健医療の分野では、生活環境の改善により未病段階で危険因子を除去・抑制することを目指しています。しかし、開発途上国では大規模な健康調査の実施が困難であることなどから、個人の生育歴や健康情報の記録といった国民の健康状態に関する情報や健康管理のガイドラインなどが不足しています。保健医療に関する高度な学問的知識を持つ人材も乏しく、また、こうした人材を自国で育成する体制も整備されていないなど、未病段階での危険因子の除去を目指すのは困難な状況にある国が少なくありません。

取組

そこで本事業では、ラオス唯一の医療系大学であるヘルスサイエンス大学と協働し、小児の発育・栄養状態に関する医療情報のデータベースを作成するとともに、疫学調査などにより小児の発育・栄養や口腔保健が直面する問題点を抽出し、さらに各健康問題に対する情報収集や分析をし、解決方法をまとめた保健・医療ガイドラインやこれに資する教材群や教科書を開発しました。

この教科書では疾病の原因を明らかにし、どのような保健・医療活動が健康の維持・管理に効果的であるかについてラオス独自のケース・スタディも例示し、同国における母子保健、小児保健、学校保健のガイドラインとしても汎用性のある内容としました。

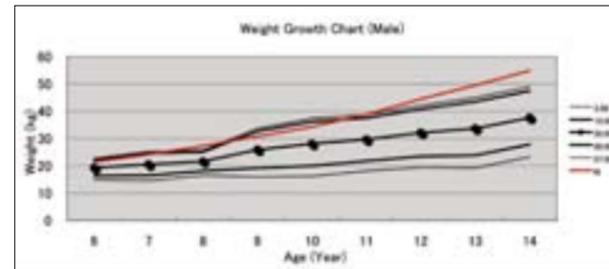
さらに本事業の活動を通じて、医歯学教育における問題解決型学習の方法論をヘルスサイエンス大学の保健医療教育に導入しました。

こうした教育支援活動や同大学で用いる教科書の共同作成を通じて同大学医歯学分野の知識の更新・体系化を支援した結

果、同大学では独自に教科書の作成・改訂を行える教育体制が整備されました。

また、この取り組みにより妊婦や小児のプライマリ・ヘルスケアを科学的根拠に基づいて実施する「根拠に基づく医療」を導入できる教育基盤も整備しました。

平成21年11月、本事業の3年間の活動成果をもとに、ヘルスサイエンス大学に口腔保健分野における同国唯一の修士課程が設置されました。本事業終了後も、修士課程の学生を対象に将来、同国の保健医療の専門家や教育指導者になるための講義や実習が行われています。修士課程が発足して2年目の現在、本事業で作成された教科書が授業で活用され、問題解決型学習が教授方法として採用されています。



ラオスの子ども達の体重



口腔保健のガイドライン

修士課程の教科書

事業代表者の声



●本事業終了後の現在も、日本側から事業に参加した教員が修士課程の講師として招聘されて新しい教育体系の構築に協力しています。ラオスの保健医療分野においては、今後、疾病の診断・治療技術が向上していく一方で、国民にとって安全な医療倫理や医療管理の在り方がさらに問われていくのだらうと思います。国際協カイニシアティブ事業で、同国の医歯学教育の発展段階に関わることが出来、日

本の大学教員として生きがいを感じることができました。これらの経験・知識を日本の学生に伝えるなど医療の国際化時代における医歯学教育に役立てていきたいと考えています。



ヘルスサイエンス大学修士課程の授業風景

目的

地域保健・医療活動における医療系大学の教育研究機能の強化

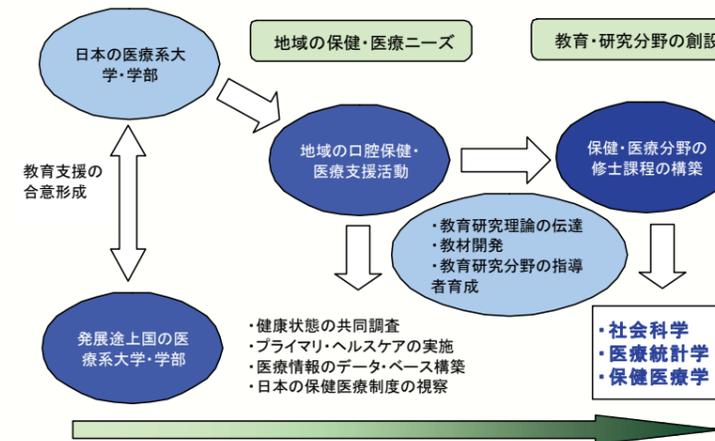


本事業ではラオス人民民主共和国において「地域における保健医療・学校保健」を課題とする問題解決型教育プロジェクトを発足し、唯一の医療系大学であるヘルス・サイエンス大学との①小学校児童の健康に対する調査活動、②プライマリ・ヘルスケア、③健康情報のデータ・ベース構築などの教育支援活動を通じて、日本の医学教育研究の方法論の検証や教材の共同開発により、当事国の自律的な医学教育の基盤形成を支援している。

平成21年度では、当該大学において新設される修士課程の指導教官育成、教育方法・各種教材などを共同開発する。さらに、その後の保健医療分野の修士課程の構築支援を継続する。

活動

Primary Health Careの科学的根拠となる教育・研究支援



現在、小児のプライマリ・ヘルスケアの科学的根拠となる学童の栄養や発育データの収集と解析を実施している。地域ニーズに対応するための健康情報のデータ・ベースを活用した保健・医療活動などを通じて、医療系大学の教育支援モデルが形成されつつある。平成19年度と20年度で実施された共同調査、プライマリ・ヘルスケアや講義・実習の成果群を活用して修士課程の指導教官とともに、教育内容を充実するとともに、あらたな教材群を作成している。

成果物

- 小児の発育・栄養調査の指導書
- 口腔保健ガイドライン
- EBMの解説書
- 母子保健のガイドライン
- 事業成果報告書

■ 作成：事業実施者

社会科学を学ぶ外国人学生のための体系的な専門基礎教材開発

【実施機関】 名古屋大学
 【事業代表者】 市橋 克哉 教授

- 主な活動対象国
- ウズベキスタン
 - モンゴル
 - ベトナム
 - カンボジア

概要

外国人学生が日本の社会科学の基礎を日本語で学ぶための教材と、これを使用した教育方法論・カリキュラムを開発しました。

背景

現在、社会主義諸国および旧社会主義諸国は市場経済への移行を進めています。その際、新たな制度の構築のための法律の起草や、法治国家を建設するための国づくりを担う法律家の育成などが必要となります。これを支援することを「法整備支援」といいます。我が国はこれらの国の法整備支援に積極的に関わっており、平成20年1月に開催された「第13回海外経済協力会議」においても、日本の国際協力の重要分野の一つとして戦略的に進めていくことがうたわれました。

名古屋大学大学院法学研究科、および同法政国際教育協力研究センター(CALE)は、法整備を担う人材の育成を目指し、先進的な取り組みを行ってきました。体制移行国であるウズベキスタン・モンゴル・ベトナム・カンボジアの拠点大学に設置した「日本法教育研究センター」はそのひとつです。

このセンターでは、各国の大学内で「日本法コース」を開設し、西側諸国の法を学ぶ機会の少ない市場経済移行国の学生たちに日本法を学ぶ機会を提供しています。このコースでは、単なる法の知識の教授に留まらず、日本の言語・文化・社会背景を深く理解するため、日本語による教育を行います。さらに、特に優秀な学生は日本の大学院へ招き、本格的な日本法専門家を育てます。このようにして、自国の社会をグローバルな視点で捉え、自国の法制度を自らの手でつくり、改善できる法曹人材の育成を支援しています。

平成17年から始まったこの取組では、学生の学習が進むにつれて、高度な日本語を駆使して専門科目を学べる能力を短期間で身につけられるよう、新たな教育方法論が求められるようになりました。学部4年間という短い期間の間に一般的な日本語教育と法学教育とを実施するだけでは、日本の大学院での研究を遂行するための十分な知識と能力は身につけられないため、学習効率をより高めるために日本語教育と日本法教育間のさらなる連携が必要だと考えました。

取組

そこで本事業では、両分野を融合させ、日本語を学びながら同時に日本法の基礎知識と研究能力も身につけられる教材の開発に取り組みました。歴史、比較法、六法科目などの社会科学・法学の基礎的な内容を日本語中級～上級レベルの学生でも読める文章にまとめるとともに、語彙・漢字・文法などの日本語の知識、読解・論理的思考・論文作成など研究に必要な能力を順を追って身につけられるよう設計し、教材化しました。

さらに、これらの教材を中心に据えた4年間の教育カリキュラム、日本語教員と法学教員が連携して指導に当たる教育方法論、AV機器・通信機器を活用した教授法の整備に取り組みました。これらの教材・カリキュラム・教育方法論は、日本法教育研究センターで実践を重ねている他、名古屋大学大学院法学研究科での外国人学生向けの講義での試用、協力関係にある国内他大学・教育機関においても試用し、検証を続けています。

日本語を学びながら、同時に専門分野の知識と研究能力も身につける教材・カリキュラムは、特に社会科学分野では初めての試みといえます。途上国では各分野の先進的な研究者や実務家が不足しています。高度人材育成への支援は、日本の歴史・社会的経験・学術研究の成果を世界に広く伝えるための、日本の使命ともいえます。高度な教育技術に応用した教材・カリキュラム提供の取り組みは、新たな教育協力のあり方として期待を集めています。



憲法について研究発表（カンボジア）



六法の学習風景（ベトナム）

事業代表者の声

●この教材には、当研究科が長年取り組んできた、市場経済移行国の法と社会の研究成果、および各国からの留学生教育の経験が活かされています。これらの国の出身の学生たちの常識や世界観は我々とは大きく異なっていますが、日本の法制度を学ぶことを通じて、母国の社会を客観的にとらえる視点を身につけます。また、法整備人材には、その国の法知識とともに、グローバルな視点も求めら

れています。若く感性豊かな大学生のうちから日本語で日本法を学ぶことにより、学生たちは母国と日本の長所・短所を肌で感じ取ることでしょう。彼らは、母国の発展のために献身的に尽くす法曹界のリーダーとして育つと確信しています。



本事業では、外国人学生が、日本語で社会科学の基礎を学べる教材を、名古屋大学が中心となって作成します。日本の社会科学教育を、広く外国人学生に対して開き、留学先としての日本の魅力を高めるとともに、教育による国際貢献を実現します。

途上国で法整備人材を育てる

日本法と日本語を理解する人材を育てる先駆的な試みを行っています。

途上国、特に市場経済移行国では、市場経済に基づいた国づくりのために、法整備が必要です。そのためには、先進諸国の社会と法を深く理解する人材を育てなければなりません。名古屋大学は、アジア4カ国に「日本法教育研究センター」を設立し、



歴史・法律などの日本の社会科学は、日本を経済大国へと導いた理論であり、アジア諸国の学生にとって魅力的な学問分野です。しかし、この分野を学ぶ上で障害は、専門分野の高度な日本語の習得です。当課題では、外国人がこの分野を本格的に学べるよう、日本語と社会科学の要点を効率よく身につけられる教材を作成します。

日本の社会科学を外国人学生に開く

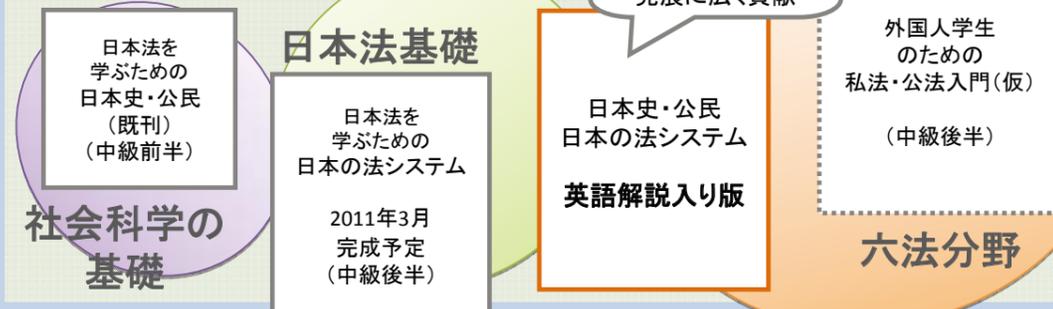
法律と日本語を同時に学習

これらを学ぶ上で必要な背景知識を盛り込んでいます。専門知識を学びながら、学習・研究に必要な日本語能力も高めることができ、効率よく学べるだけでなく、留学先としての日本の魅力も高めます。

この教材では、日本語を中級レベルの外国人学生でも、社会科学の基礎を学ぶことができます。日本の法律、歴史の基礎と、



教材ラインナップ



名古屋大学大学院法学研究科
 名古屋大学法政国際教育協力研究センター

ベトナムの拠点大学における「災害看護学」教育導入の支援

主な活動対象国

●ベトナム

【実施機関】

日本赤十字九州国際看護大学 喜多 悦子 学長

【事業代表者】

概要

近隣アジアの災害多発国で被災者数が多い開発途上国の拠点大学が、災害看護学導入の必要性を理解し、人材育成に継続的に取り組むための体制の整備、教材および教授法の開発を支援しました。

背景

なぜ、現地の人材育成か？

災害看護学は、平成7年の阪神淡路大震災後に発展してきた新しい分野です。災害多発国であるわが国ではその重要性が認められ、保健医療専門家の中で、最も数が多く、また普段から患者・住民に最も近い存在である看護職には災害看護の知識や技術を修得しておくことが求められるようになりました。なぜなら、初動は何といっても現地であり、災害時に活動できる看護職が増えれば、被災者の保護と救援が格段に円滑化されるからです。

なぜ、アジアか？

自然災害の約7割は開発途上国に集中しており、その約4割が人口過密なアジアで発生しているため、被災者の約89%はアジアの住人です。しかしながら開発途上国では、いまだ「災害看護」という用語すらなく、その教育もほとんど行われていません。

なぜ、ベトナムか？

平成21年の経済連携協定発効により、わが国との関係が一層深まると予測されるベトナム社会主義共和国は、自然災害被害の世界ワースト10内にあり、洪水、台風、土石流など、年間の平均損害額が国内総生産の1.5%に相当しています。加えて、社会的インフラの整備が追いつかないまま、急激な経済開発を進めてきたため、交通災害、産業災害、労働災害も深刻化しています。

ベトナムの看護教育は、近年やっと大学レベルに着手したばかりであり、災害看護学は導入されていません。多様な災害の発生頻度から、災害看護学教育のニーズは高いと考えました。

そこで、わが国に蓄積された知を活用し、災害時に活動できる看

護人材を自国で教育するシステムをベトナムに導入するよう支援することは、きわめて効果的な国際貢献になると考え、この事業に取り組みました。

取組

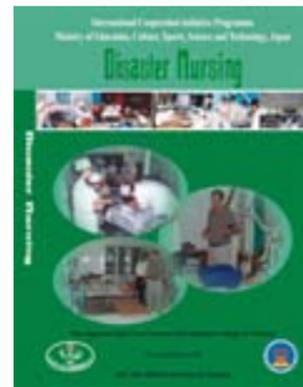
事業開始に当たって、まず、国内外で聞き取り調査を行い、ベトナム初の看護大学であるナムディン看護大学を協働大学として選びました。事業概要に合意を得た後、拠点大学の指導者2名を日本に招聘し、災害看護教育研修を実施しました。この研修により、導入の必要性を理解した指導者は、以後、強力なリーダーシップを発揮し、事業の推進力となりました。

平成21年度は中核的人材の育成を目標とし、本学で開催している①国際的人道援助研修に若手看護教員を招待する、②北部8大学を招き拠点大学でワークショップを開催するという2つの活動を行い、基盤となる知識・技術修得の機会を提供しました。

平成22年度は、災害看護の知識・技術を強化し、ベトナムに適した教材・教授法を開発するため、まず、本学教員によるモデル授業、次にベトナム若手教員による模擬授業を展開し、あわせて教科書執筆を促す活動を行いました。

これらの事業への参加を通じて、北部8大学間にネットワークが形成され、カリキュラムへの導入に向けた継続的な活動が協議されました。また、参加した若手教員の指導力が大きく向上したことが評価され、教科書の改訂や今後の教育に向けて、自国の災害研究が必要であるとの認識が高まりました。

ベトナムでの取り組みは、新たな看護教育協力のモデルとなります。



ベトナム語の災害看護の教科書

事業代表者の声

声



●この事業に先行する本学の経験として、平成16年のスマトラ沖地震津波の被災地バンダアチェ(インドネシア)に対する災害看護教育支援事業があります。アチェへの4年に及ぶ継続的な活動は復興支援でしたが、この経験を活かし、同じ災害多発地域に住むアジアの同胞のために、災害時の苦難を少しでも軽減するような活動、いわば予防的介入ができないかと考えたのが今回の事業の発端です。

教育の成果が現れるまでには、長い時間と努力が必要ですが、協働大学のナムディン看護大学学長および国際協力担当者の惜しみない支援とその志の高さには本当に頭が下がりました。さすがにアメリカと戦って負けなかった国との思いを新たにしました。

授業展開、教科書作成には、翻訳の問題がさまざま浮上りましたが、ナムディン日本語日本文化学院の協力も得、教科書完成

までこぎつけることができました。

ナムディン看護大学とは正式に国際交流提携を結び、今後も継続的に導入を支援していきたいと思っています。



ベトナムの拠点大学における「災害看護学」教育導入の支援

日本赤十字九州国際看護大学



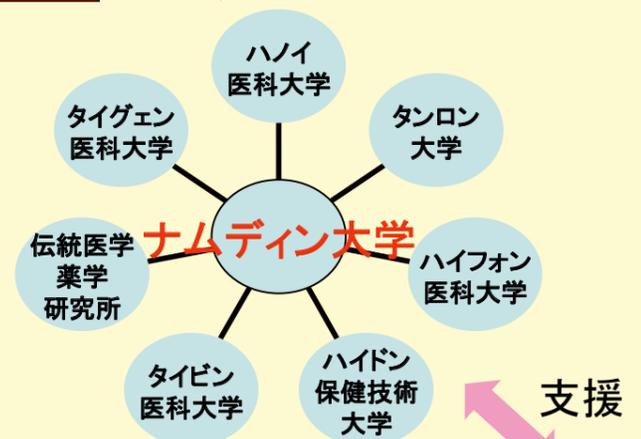
目的

ベトナムの国状に即した災害看護教育の実践と普及を図る

教材開発および教授法確立を支援し、継続・拡大実践のための体制を整える

活動

1. 災害看護学の知識・技術の強化：拠点ナムディン大学におけるワークショップ・パイロット授業の展開
2. 災害看護学のテキスト、事例集、教授法概説作成を支援
3. ベトナム全土への普及を支援



成果物

- ・汎用性のある総合的災害看護学の**テキスト**
- ・実践訓練に有用な**事例集**
- ・看護大学における**教授法の指針**
- ・災害看護学普及のための**ガイドライン**

